市川市監査委員告示第6号

令和3年度財政援助団体等監査の結果に 関する報告及び監査委員の意見の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に 関する報告及び監査委員の意見について、同条第9項及 び第10項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年12月28日

市川市監査委員 菅 原 卓 雄

同 白土英成

同 岩井清郎

同 荒木詩郎

令和3年度財政援助団体等監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 事務事業の範囲

平成30年度、令和元年度及び令和2年度における出納その他の事務(必要に応じて令和3年度分及び過年度分も対象とした。)

- (2) 対象団体及び部署
 - ① 公益財団法人市川市清掃公社(出資団体)
 - ② 環境部 循環型社会推進課 (出資団体所管部署)
- (3) 団体の概要
 - ① 目的

公益財団法人市川市清掃公社(以下「公社」という。)は、市川市の清掃事業の公共性を確保し、安定的、継続的な運営を推進することにより市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上に寄与するとともに、リデュース、リユース、リサイクルの促進に関する事業を行うことにより資源の有効活用に寄与することを目的とする。

② 設立経緯

市川市におけるし尿汲取り業務は、昭和29年から16の許可業者により実施されていた。昭和40年の清掃法の改正により同業務が市町村の責任において行うことになったことをきっかけに、昭和42年9月に許可業者により協同組合市川興運が設立された。昭和50年5月、市川市出資の新たな法人を設立するためにこの協同組合市川興運は解散され、同年6月、市民の生活環境の向上に寄与するべく、市川市の全額出資により「財団法人市川市清掃公社」が設立された。

その後、公益法人制度改革により、平成24年3月26日に公益財団法人の認定を受け、同年4月1日に「公益財団法人」に移行した。

- ③ 市川市からの出資状況 出資比率 100%、出資金 3 千万円(基本財産 1 千万円、運用財産 2 千万円)
- ④ 事業内容
 - ○公益目的事業
 - ア 市民の一般廃棄物を適正に処理することにより、市民の生活環境や公衆 衛生の向上、さらには、公共用水域の水質や生物多様性、自然環境の保全 に寄与する事業
 - 一般し尿汲取り事業

- ・仮設トイレ汲取り事業
- 浄化槽清掃事業
- イ 一般廃棄物の適正処理及び資源の有効活用を推進することにより、地球環境の保全を目的とし、循環型社会を目指した3R(リデュース、リカイクル)の促進を図る事業
 - ・ 不燃系ごみ分別等事業
 - 特定家庭用機器運搬事業
 - 3Rの啓発及び家具等再生品販売等事業
 - 不法広告物撤去事業

○収益事業

- ア 水質の保全及び公衆衛生の確保に寄与し、もって公共用水域の水質向上 及び自然環境の保護を目的とした事業
 - 浄化槽保守点検等事業
 - ・グリストラップ清掃事業
 - 排水設備申請審査等事業
 - 給排水設備維持管理等事業
- イ 住民及び地域からの依頼に基づく環境衛生管理に関する事業
 - ・ハウスクリーニング等事業(※令和3年11月開始)
- ウ その他公益目的事業を達成するために行う事業
 - 自動販売機販売手数料収益事業

3 監査の着眼点

(1) 出資団体監査

(団体関係)

- ① 出資金の管理及び運用は適切か。
- ② 定款、経理規程等は整備されているか。
- ③ 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- ④ 今後の事業運営について、見通しを適切に立てているか。
- ⑤ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ⑥ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ⑦ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存 は適切か。
- ⑧ 会計経理は適切か。

(所管部署関係)

- ① 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ② 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和3年5月6日から同年12月27日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、 必要により現地調査を実施した。

- (3) 日程及び実施場所
 - ① 事務局による予備監査

令和3年5月6日から同年10月27日までの期間、事務局の事務室等において実施した。

② 監查委員監查

令和3年11月4日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施 した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項:法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等(軽微な誤り

で、速やかに是正することができると認められるものを除く。)

指導事項:指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認め

られる事項等

(1) 指導事項(監査結果報告には件数のみを記載)

区分	件 数 (団体)	件 数 (所管部署)
歳 入	0	0
歳出	0	0
財 産	0	1
補助金	0	0
契 約	0	0
公 金	0	0
文書	0	0
その他	0	0
合 計	0	1

6 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

(1) 公社に対する意見

① 公社の事業運営見通しについて

公社は、昭和50年6月の設立以降、一般し尿汲取り事業等を実施し、市川市の清掃事業の公共性を確保するとともに、安定的、継続的な運営を推進することにより市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上等に寄与している。しかしながら、公社設立における基幹事業である一般し尿汲取り事業については、下水道の普及等に伴うし尿汲取り世帯数の減等により、その事業収益は減少傾向にあり、今後も上昇する要因は見当たらない。

また、公社の経営成績は、正味財産増減計算書における当期経常増減額及び 当期一般正味財産増減額が、平成30年度から令和2年度まで3期連続でマイ ナスとなっている。

以上を踏まえ、公社では、令和2年度から令和21年度までの「市川市清掃公社経営安定計画」を策定し、現状や課題の分析を行い、事業実施の基本的な考え方及び事業の実施計画(解決策)を定めたところであるが、その中で収益及び費用についての試算を行っていないことから、事業を継続していくための基本的方針及び実施計画としてより確度の高い将来展望を示されたい。